

ペット霊園の営業開始までの手続きの流れ

①事前相談

ペット霊園の設置等の計画（図面等の作成）をたてた段階で、まずは環境業務課にご相談ください。手続きの流れを説明するとともに、チェックリストを配布し、ペット霊園許可要件等の適合性（設置場所や構造設備の要件等）を判断する関係課を案内します。

②事前協議（許可申請予定日の3か月前まで）

- ・「堺市ペット霊園設置等事前協議書」を提出。
- ・協議が整えば「堺市ペット霊園設置等事前協議完了通知書」を通知します。

③ペット霊園の計画区域の見やすいところにペット霊園の概要を示す標識を設置（許可申請予定日の2か月前まで）

- ・「堺市標識設置届出書」を提出

④ペット霊園の計画区域の境界線100メートル以内の土地・建物の使用者等に説明会を実施（許可申請予定日の1か月前まで）

- ・「堺市説明会等実施報告書」を提出

⑤許可申請（①～④完了後）

- ・「堺市ペット霊園設置等許可申請書」を提出。
- ・基準に適合している場合は「堺市ペット霊園設置等許可書」を通知します。

⑥工事完了

- ・「堺市ペット霊園工事完了届出書」を提出。
- ・検査をし、基準に適合していると認めたときは「堺市工事完了検査済証」を交付します。

①～⑥の手続きが完了した段階で営業を開始できます。